

平成 29 年 6 月 12 日
建設建築委員会

平成 29 年 6 月議会提出議案【建築都市局所管分】

議案名	概 要								
<p>議案第 67 号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p>	<p>「西鉄到津ニュータウンまなづる台地区整備計画区域」、「上吉田五丁目地区地区整備計画区域」、「曾根地区地区整備計画区域」及び「吉田にれの木坂地区地区整備計画区域」の地区計画の変更に伴い、条例の一部を改めるもの。</p> <p>■改正内容</p> <p>1 3地区について、都市計画の区域区分の変更により地区整備計画区域を市街化区域に編入し、用途地域を指定した。そのため、各用途地域内において定められた事項について条例で定める必要が無くなったため、規定の削除等の整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="435 882 1348 1400"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>変更箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上吉田五丁目地区地区整備計画区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 建築物の高さの最高限度 </td> </tr> <tr> <td>曾根地区地区整備計画区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 </td> </tr> <tr> <td>吉田にれの木坂地区地区整備計画区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 壁面の位置の制限 建築物の高さの最高限度 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 西鉄到津ニュータウンまなづる台地区整備計画区域について、規定の整備を行う。</p> <p>■施行期日 公布の日</p>	区域名	変更箇所	上吉田五丁目地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 建築物の高さの最高限度 	曾根地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 	吉田にれの木坂地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 壁面の位置の制限 建築物の高さの最高限度
区域名	変更箇所								
上吉田五丁目地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 建築物の高さの最高限度 								
曾根地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 								
吉田にれの木坂地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 壁面の位置の制限 建築物の高さの最高限度 								